DWS ワールド・ファンズ
－DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド

ルクセンブルグ籍／契約型／
オープン・エンド型外国公社債投資信託

運 用 報 告 書（償 還 報 告 書）（全 体 版）

作成対象期間：第17期（2025年１月１日～2025年９月30日（償還日））

（注1）ファンドの財務書類は、2025年1月1日から2025年8月28日（償還決議日）までの期間および2025年8月29日から2025年9月30日（償還日）までの期間の２種類が作成されました。本書においては、特段の記載がない限り、2025年1月1日から2025年9月30日までの期間を第17期としています。
（注2）第17期末の数値は、ファンドの運用の実質的な最終時点の値を記し、騰落率は当該時点の値を基に算出しています。以下同じです。

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、DWS ワールド・ファンズ－DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、2025年9月30日に早期償還いたしました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。これまでファンドをご愛顧頂き、ありがとうございました。

ファンドの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国公社債投資信託
信託期間	ファンドの償還日は、2025年9月30日です。
繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められる場合、強制的に行われます。
運用方針	主に南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金等への投資を通じて、流動性を確保すると同時に、安定した収益の獲得を目指します。
主要投資対象	主として、南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金に投資します。ＡＡＡ格の国際機関債に投資を行う場合もあります。
運用方法	南アフリカ・ランド建の短期金融商品、債券および銀行預金等に投資することにより運用を行います。
主な投資制限	管理会社は、ファンド資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。 1. 証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。 2. 同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。 3. （ｉ）何らかの種類の株式に投資すること、または（ii）株式に投資するその他の集団投資ファンド（契約型投資ファンドの受益証券を含む。）もしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。 4. 公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場（定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。）で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。また、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。 5. ファンドの勘定による借入れを行うことはできません（ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。）。 6. デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。 7. ファンドの純資産の20%を超えて他の投資信託の受益証券に投資することはできません。 管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンドの受益証券の保有者（受益者）の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課すことができます。
分配方針	年次分配を行うことができます。 （注）分配額は変動しますので、状況によっては、分配金が支払われないことがあります。

管 理 会 社
ＤＷＳインベストメント・エス・エー

代 行 協 会 員
ドイツ証券株式会社

Ⅰ．前期までの運用経過および運用状況の推移等

第1期(2009年1月30日～2009年12月31日)

■報告期間の投資目標およびパフォーマンス

サブ・ファンド(設定日：2009年1月30日)は、南アフリカ・ランド建です。サブ・ファンドは、投資方針に従い、政府債券を中心とした現地の南アフリカ・ランド建債券や、同様に南アフリカ・ランド建の国際機関債に投資しました。また、金融銘柄を含む社債も、投資比率は低めでしたが、投資対象として組入銘柄に加えました。原則として、「高い」から「極めて高い」信用格付(A以上)を付与された債券が、検討対象になりました。また、サブ・ファンドの方針に従い、満期までの残存期間が短い債券を中心に投資しました。

■報告期間における投資方針

市況は、金融市場の危機や世界的な景気後退が目立つ展開となり、その期間や規模については、当期に入ってしばらくするまで、不透明感が漂っていました。このような投資環境を背景に、設定日(2009年1月30日)から当期末(2009年12月31日)までの期間におけるサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格は、5.3%上昇しました(南アフリカ・ランド建、ドイツ投資信託協会BVI法(注)による)。南アフリカ国内経済の低迷と、インフレ率の低下を受けて、南アフリカ中央銀行は、政策金利を大幅に引き下げました。

こうした措置が好感され、南アフリカ債券の価格は、短期債を中心に、小幅高の展開となり、サブ・ファンドのリターンに貢献しました。当サブ・ファンドは、今後も引き続き運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(注)BVI法は、比較を可能とするための投資信託の価格動向の算出のためにBVI(ドイツ投資信託協会)が採用している標準的な計算方法です。この計算方法は当初の費用は無視しており、分配金は直ちに再投資されると想定されます。以下同じです。

第2期(2010年1月1日～2010年12月31日)

■報告期間の投資目標およびパフォーマンス

サブ・ファンドは、南アフリカ・ランド建です。サブ・ファンドは、投資方針に従い、南アフリカ・ランド建の短期利付債券に投資しています。当年度の運用環境には、世界経済の回復に格差がみられたなか、先進諸国における高水準の政府債務によるリスクの増加、および時折の為替市場における激しい変動という特徴がありました。こうした状況下で、2010年度のサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格は、6.3%の上昇(BVI法、南アフリカ・ランド建)を達成しました。

■報告期間における投資方針

サブ・ファンドは、政府債券を中心とした現地の南アフリカ・ランド建債券や、同様に南アフリカ・ランド建の国際機関債に投資しました。また、金融銘柄を含む社債も、投資比率は低めでしたが、組入銘柄に含めました。原則として、「高い」から「極めて高い」信用格付(A以上)を付与された債券が投資対象となりました。

組み入れられた南アフリカ・ランド建債券は比較的高利回りであったことが、サブ・ファンドのパフォーマンスにプラスに作用しました。また、これらの短期債の価格の小幅上昇もありました。こうしたトレンドは南アフリカ中央銀行による引き続いての政策金利の引下げに支えられましたが、この政策は、インフレ水準の緩和を考慮すると、市場参加者の予想から大きく離れたものではありませんでした。

第3期(2011年1月1日～2011年12月31日)

■報告期間の投資目標およびパフォーマンス

サブ・ファンドは、南アフリカ・ランド建て(ZAR)です。サブ・ファンドは、一貫したリターンの増大を追求しています。この目標を達成するため、また投資方針に従い、南アフリカ・ランド建て短期利付証券へ投資しています。報告期間において、サブ・ファンドは、当初世界経済の回復によって特徴づけられましたが、その後、欧州諸国の膨大な債務や為替市場の激しい変動によりリスクがますます増大した環境の中で、運用を行いました。このような状況下、ＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンドは、2011年に受益証券1口当たり4.2%の増加を達成しました(BVI法、南アフリカ・ランド建て)。

■報告期間における投資方針

ファンドは、政府関係機関の発行者を含む国際機関や銀行の債券を重視して南アフリカ・ランド建て債券へ投資しました。例えば、その中には、欧州投資銀行、国際復興開発銀行、ラボバンク、ドイツの復興金融公庫(KFW：

Kreditanstalt für Wiederaufbau)の利付証券があります。ポートフォリオにおいて国債のポジションは小さいです。証券の選定においては、大手格付け機関による「良い」から「非常に良い」の信用格付け（A以上）が通常考慮されています。また、欧州での緊迫する債務問題による資本市場の不透明性により、サブ・ファンドの投資ユニバースの価格パフォーマンスを抑えられました。ポートフォリオが保有する南アフリカ・ランド建て債券のイールドが比較的高いことが、投資結果に大きく貢献しました。

第4期（2012年1月1日～2012年12月31日）

■報告期間の投資目標およびパフォーマンス

サブ・ファンドは、南アフリカ・ランド建（ZAR）です。サブ・ファンドは、一貫したリターンの増大を追及しています。この目標を達成するため、また投資方針に従い、南アフリカ・ランド建短期利付証券へ投資しています。報告期間において、投資環境は、ユーロ周辺で顕著であったソブリン債危機、世界経済の成長の停滞、ドイツや米国など中核市場における記録的な低金利が特徴的でした。このような状況下、ＤＷＳ　南アフリカ・ランド・短期債・ファンドは、2012年に受益証券1口当たり4.8%の増加を達成しました（BVI法、南アフリカ・ランド建）。

■報告期間における投資方針

サブ・ファンドは、政府関係機関の発行者を含む国際機関や銀行の債券を重視して南アフリカ・ランド建債券へ投資しました。例えば、その中には、欧州投資銀行、国際復興開発銀行、ラボバンク、ドイツの復興金融公庫（KfW：Kreditanstalt fürWiederaufbau）の利付証券があります。ポートフォリオにおいて南アフリカの国債のポジションは小さいです。証券の選定においては、大手格付け機関による「良い」から「非常に良い」の信用格付け（ＢＢＢ以上）が通常考慮されています。ポートフォリオが保有する南アフリカ・ランド建債券のイールドが比較的高いことが、投資結果に大きく貢献しました。

第5期（2013年1月1日～2013年12月31日）

■報告期間の投資目標およびパフォーマンス

サブ・ファンドは、投資方針に従い、南アフリカ・ランド建短期利付債への投資を通じて、リターンの安定的創出を目指して投資を行いました。当期は、高いボラティリティの投資環境の中でファンドの運用を行いました。これは、主にソブリン危機および米国連邦準備制度理事会が行う債券購入プログラムの規模縮小（量的金融緩和縮小）に対する不透明感が原因でした。新興国市場は資金流出による価格下落圧力を受けました。この原因は、米国債券市場で金利が大幅に上昇したことと、新興市場における経済成長の鈍化でした。このような困難な状況において、当期中のサブ・ファンドのパフォーマンスは、1口当たり3.4%（BVI法、南アフリカ・ランド建）上昇しました。

■報告期間における投資方針

サブ・ファンドは、国際機関および銀行、政府関連銘柄を中心とする南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンク、アジア開発銀行などの南アフリカ・ランド建の国債機関債についても組入れています。銘柄選択においては主に投資適格債券（主要格付機関による格付けがＢＢＢ以上）を投資対象としています。サブ・ファンドが保有する南アフリカ・ランド建債券の比較的高い利回りが寄与し、リターンはプラスとなりました。

第6期（2014年1月1日～2014年12月31日）

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

先進諸国金利が歴史的低水準となる中、当局の安定した金融政策や相対的に高い利回りへの需要を背景に、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

当期は、米国の金利政策転換の可能性に関連した先行き不透明感、ウクライナなどの地政学的リスクの高まりおよび原油価格の急落などが主な原因で先進諸国金利が歴史的低水準となり、資本市場の価格変動が高まった期間となりました。さらに、世界的に経済成長が鈍化しました。

■ポートフォリオについて

投資方針に従い、サブ・ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体

を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンクおよび国際復興開発銀行などの利付証券もポートフォリオに含まれています。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが「良好」または「非常に良好」（ＢＢＢ以上、投資適格）となっている資産を投資対象としました。南アフリカ債券は国際的比較でみると比較的高い金利を維持しており、ポートフォリオにおける南アフリカ債券のポジションが、サブ・ファンドのパフォーマンスにプラスに寄与しました。

第7期（2015年1月1日～2015年12月31日）

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

先進諸国金利が歴史的低水準となり、資本市場の価格変動が高まりましたが、南アフリカ債券の高い金利がパフォーマンスにプラスに貢献しファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

当期は、米国の利上げ見通しに関連した先行き不透明感や、ウクライナなどの地政学的リスクの残存、および原油価格の下落などを受けて、先進諸国の国債需要が高まったことから、先進諸国金利が歴史的低水準となりました。また、資本市場の価格変動が高まった期間となりました。世界経済についても、成長が鈍化しました。

■ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンクおよび国際復興開発銀行などの利付証券もポートフォリオに含まれています。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが「良好」または「非常に良好」（ＢＢＢ以上、投資適格）となっている資産を投資対象としました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券のポジションは、国際的比較で見ると比較的高い金利を維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第8期（2016年1月1日～2016年12月31日）

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

先進諸国金利が歴史的低水準となり、資本市場の価格変動が高まりましたが、高い金利がパフォーマンスにプラスに貢献しファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

当期においては、先進諸国金利が歴史的低水準となり、資本市場ではボラティリティが高まりました。南アフリカにおいては、景気減速が続きました。一方、インフレ率は上昇基調となったことから、南アフリカ準備銀行は利上げを行いました。

■ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンクおよび国際復興開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが「良好」または「非常に良好」（ＢＢＢ以上、投資適格）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第9期（2017年1月1日～2017年12月31日）

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

先進諸国金利が歴史的低水準となり、資本市場の価格変動が高まりましたが、南アフリカの政治リスクの後退や、利下げを受けた債券価格の上昇並びに保有債券の高めの利回りがパフォーマンスに貢献しサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

当期においては、先進諸国金利が依然低水準にとどまり、資本市場では変動性が高まりました。一方、南アフリカ

国内では、政治的リスクの後退や南アフリカ準備銀行による利下げを受けて債券価格が上昇しました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、サブ・ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州投資銀行、ラボバンクおよび国際復興開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、サブ・ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第10期（2018年1月1日～2018年12月31日）
■1口当たり純資産価格の主な変動要因
主要国金利の変動を巡る不透明感等や地政学リスク等を背景に、資本市場の価格変動が高まりましたが、南アフリカの政治的な不透明感の後退や、保有債券の高めの利回りがパフォーマンスに貢献しファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について
当期においては、主要国金利の変動を巡る不透明感等や地政学リスク等を背景に、資本市場の価格変動が高まり、債券市場も影響を受けました。一方、南アフリカの政治的不透明感が後退したことやインフレ率が概ね政策目標の範囲にとどまったこと等は支えとなりました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、ドイツ農業金融公庫や欧州投資銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第11期（2019年1月1日～2019年12月31日）
■1口当たり純資産価格の主な変動要因
主要国の金融政策や地政学リスクを巡る不透明感等は変動要因となりましたが、南アフリカにおいて政治の安定性が増したことや、緩やかな景気回復に支えられました。保有債券の高めの利回りに加えて、利回り低下を受けた債券価格の上昇がパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について
当期においては、主要国の金融政策を巡る不透明感等や地政学リスク等を背景に、資本市場の価格変動が高まり、債券市場も影響を受けました。一方、前年に比べ、南アフリカの政治の安定性が高まったことや緩やかな景気回復等は支えとなりました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、ドイツ農業金融公庫や欧州投資銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第12期（2020年1月1日～2020年12月31日）
■1口当たり純資産価格の主な変動要因
新型コロナウイルスのパンデミック等が変動要因となりましたが、各国のパンデミックに対する政策対応や、南アフリカ準備銀行による利下げの実施等が支えとなりました。保有債券の相対的に高めの利回りに加えて、利回り低下を受けた債券価格の上昇がパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について
当期においては、新型コロナウイルスのパンデミックや社会・経済の制限を背景に先行きの経済回復に対する不透明感が強まったことを受け、資本市場の価格変動が高まり、債券市場も影響を受けました。一方で、各国のパンデミックに対する迅速な政策対応や、南アフリカ準備銀行による利下げの実施等が支えとなりました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行、ドイツ復興金融金庫やアフリカ開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、国際的にも相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第13期（2021年1月1日～2021年12月31日）
■1口当たり純資産価格の主な変動要因
新型コロナウイルス変異株の流行や南アフリカ準備銀行による利上げ等が変動要因となり、利回り上昇を受けた債券価格の下落はマイナスとなりました。一方で、保有債券の相対的に高めの利回りはパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について
新型コロナウイルスのワクチン接種の進展等を背景に世界経済は回復へと向かいましたが、新型コロナウイルスのパンデミックやインフレ懸念、主要中央銀行の金融政策を巡る不透明感が強まったこと、さらに南アフリカ準備銀行が利上げを実施したことから債券市場は影響を受けました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行、ドイツ復興金融金庫やアフリカ開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第14期（2022年1月1日～2022年12月31日）
■1口当たり純資産価格の主な変動要因
世界的な高インフレや南アフリカ準備銀行による利上げ等が変動要因となり、利回り上昇を受けた債券価格の下落はマイナスとなりました。一方で、保有債券の相対的に高めの利回りはパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について
サプライチェーンの制約に加え、ロシアのウクライナ侵攻後のエネルギー価格高騰を背景とする急激なインフレを抑制するため主要中央銀行が急速に利上げを進めたこと、さらに南アフリカ準備銀行も利上げを実施したことから債券市場は影響を受けました。

■ポートフォリオについて
投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行、ドイツ復興金融金庫やアフリカ開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級（ＢＢＢ格以上）となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第15期(2023年1月1日～2023年12月31日)

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

南アフリカ準備銀行による利上げ等を背景に、利回りが上昇したことは、マイナス要因となりました。一方で、保有債券の相対的に高めの利回りはパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

南アフリカでは、インフレ率が高止まりしていたことから、南アフリカ準備銀行は2023年半ばにかけて政策金利を引き上げ、その後は政策金利を据え置きました。債券市場では、利上げを受けて、期末比で短期金利が上昇しました。

■ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行やアフリカ開発銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級(ＢＢＢ－格以上)となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、相対的に高い利回りを維持しており、ファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

第16期(2024年1月1日～2024年12月31日)

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

南アフリカ準備銀行による利下げ等を背景に、保有する債券の利回りが低下したことに加え、保有債券の相対的に高めの利回りはパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

■投資環境について

南アフリカでは、インフレ率が大幅に低下したことを背景に、南アフリカ準備銀行は政策金利を引き下げました。債券市場では、利下げを受けて、期末比で短期金利が低下しました。

■ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券等に投資しました。発行体別では、政府機関発行体を含む、国際機関および銀行などの債券に投資しました。南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行や欧州投資銀行などの利付証券にも投資しました。銘柄選択においては、主に主要格付機関による格付けが投資適格級(ＢＢＢ－格以上)となっている資産を組み入れました。ポートフォリオにおける南アフリカ債券は、相対的に高い利回りを維持していることや、短期金利の低下はファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

Ⅱ．運用経過および運用状況の推移等

（１）当期(注)の運用経過および今後の運用方針

(注)下記は2025年1月1日から2025年8月28日(償還決議日)までの期間の運用経過です。

投資目的および報告期間のパフォーマンス

「ＤＷＳ　南アフリカ・ランド・短期債・ファンド」(南アフリカ・ランド建)(清算手続中)は、投資方針に従い、主に南アフリカ・ランド建短期利付債への投資を通じて、安定的な収益成長を目指して投資を行いました。

当期間中(2025年1月1日から2025年8月28日(清算手続開始日))のファンドのパフォーマンスは、1口当たり4.2％(BVI法、南アフリカ・ランド建)上昇しました。

報告期間における投資方針

ポートフォリオ運用にあたり特に重要なリスクと考えたのは、ロシアとウクライナ間の戦争に加え、各中央銀行による今後の金融政策や景気後退の顕在化の兆しを巡る不透明感でした。

報告期間の資本市場は、特に、2022年2月24日から続くロシアとウクライナ間の戦争、中東の紛争の激化、米国と中国間の覇権争いの激化といった地政学的な危機により非常に厳しい状況となりました。また、米国の貿易政策や関税政策が二転三転し、資本市場の先行き不透明感がさらに強まりました。

投資方針に従い、ファンドは主に南アフリカ・ランド建短期債券への投資を続けました。主要な投資先は、南アフリカ短期国債や、政府機関を含む銀行および国際機関の債券で、これらには、国際復興開発銀行(IBRD)および欧州投資銀行(EIB)などの利付証券が含まれました。南アフリカ・ランド建の債券のほか、南アフリカ・ランド建の定期預金にも投資しました。さらに、米ドル建ての南アフリカ国債および米国国債を積み増し、ポートフォリオの充実を図りました。米ドル建ての組入れでは南アフリカ・ランドに対する為替ヘッジを行いました。

環境・社会の特性について：

ファンドは、金融サービス・セクターのサステナビリティ関連開示に関するEU規則2019/2088(SFDR)の第6条に該当する商品です。

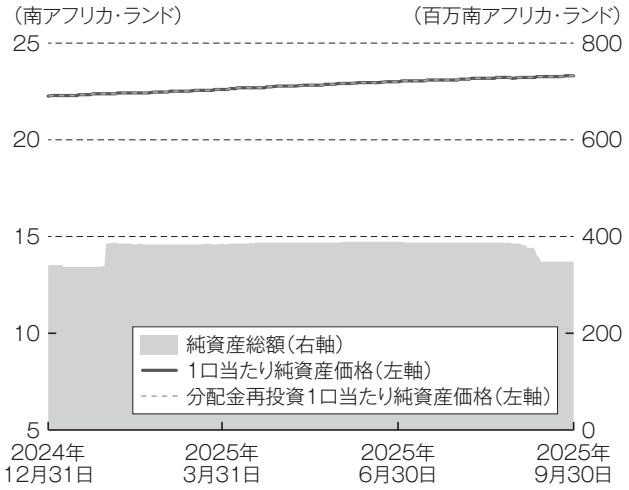
以下、持続可能な投資を促進するための枠組みの構築に関する2020年6月18日付規則(EU)第2020／852号の第7条に従う開示：ファンドの投資対象は、環境面で持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮したものではありません。

以下、金融サービス・セクターのサステナビリティ関連の開示に関する規則(EU)第2019／2088号の第7条(1)に基づく金融商品のための開示：ポートフォリオ運用に関し、ファンドのために持続可能性の要因に関する主要な悪影響を考慮することはありませんでした。その理由は、(上記のとおり)ファンドがESGおよび／または持続可能な投資方針を追求するものではなかったからです。

今後の運用方針(償還)

管理会社の取締役会により承認された決議を受けて、ファンド(清算手続中)は2025年8月28日に償還手続に入りました。ファンドの受益証券の購入は2025年8月27日に停止され、ファンドの受益証券の解約は2025年9月11日をもって停止されました。ポートフォリオの保有する投資対象の売却は2025年8月29日に開始されました。受益者に対する償還代金の支払手続は2025年9月30日に行われ、これをもって償還手続は完了しました。

当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第16期末の受益証券1口当たり純資産価格：
22.26ランド
第17期末の受益証券1口当たり純資産価格：
23.3210ランド（分配金額0.00ランド）
騰落率：
4.77%

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

南アフリカ準備銀行による利下げを背景に南アフリカ・ランド建債券の利回りが低下したことや、保有債券の相対的に高めの利回りはパフォーマンスに貢献し、ファンドの1口当たり純資産価格は上昇しました。

（注1）騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。ただし、ファンドは2025年9月30日まで分配の実績はありません。
（注2）1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。
（注3）分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。ただし、ファンドは2025年9月30日まで分配の実績はありません。
（注4）ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
（注5）ファンドにベンチマークは設定されておりません。

分配金について

当期中、分配は行われませんでした。

投資環境について

南アフリカでは、緩やかながらも底堅い景気回復が続き、インフレ率は落ち着いて推移しました。インフレの落ち着きを背景に、南アフリカ準備銀行は政策金利の引き下げを行いました。債券市場では、インフレの落ち着きや利下げを受け、幅広い年限で利回りが低下しました。

ポートフォリオについて

投資方針に従い、ファンドは南アフリカ・ランド建短期債券等を投資対象とし、ポートフォリオの平均信用格付けは、南アフリカ国債と同等またはそれ以上としました。具体的には、南アフリカ国債に加えて、欧州復興開発銀行や欧州投資銀行などの利付証券等を組み入れ運用しました。ポートフォリオで保有する債券の金利収入や、債券利回りの低下はファンドのパフォーマンスにプラスに貢献しました。

今後の運用方針

ファンドは、2025年９月30日に早期償還いたしました。

投資の対象とする有価証券の主な銘柄

2025年９月30日現在、有価証券等の組入れはありません。

（２）費用の明細

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="4">項目の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="5">管理報酬</td><td colspan="3">純資産総額の年率1.4%以内
管理会社は、ファンドから管理報酬（一括報酬）を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払います。</td><td>管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売（該当する場合）、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料（日本の代行協会員報酬等）の対価として管理会社に支払われます。</td></tr>
<tr><td>手数料等</td><td>支払先</td><td>対価とする役務の内容</td><td>報酬率</td></tr>
<tr><td>代行協会員報酬</td><td>代行協会員</td><td>受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務</td><td>ファンドの純資産総額の年率0.10%
（四半期毎後払い）</td></tr>
<tr><td>販売報酬</td><td>日本における販売会社</td><td>受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務</td><td>ファンドの純資産総額の年率0.60%
（毎月後払い）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の費用（当期）</td><td colspan="3">0.36%</td><td>借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息ならびに類似費用、法務およびコンサルティング費用、年次税</td></tr>
</table>

（注）報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

（３）運用実績

①　純資産の推移

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	ランド	円	ランド	円
第８会計年度末 (2016年12月末日)	408,395,739.77	4,026,781,994	14.63	144
第９会計年度末 (2017年12月末日)	406,725,699.51	4,010,315,397	15.58	154
第10会計年度末 (2018年12月末日)	443,569,382.71	4,373,594,114	16.46	162
第11会計年度末 (2019年12月末日)	390,462,457.01	3,849,959,826	17.38	171
第12会計年度末 (2020年12月末日)	424,616,432.27	4,186,718,022	18.36	181
第13会計年度末 (2021年12月末日)	382,835,865.24	3,774,761,631	18.85	186
第14会計年度末 (2022年12月末日)	326,767,544.89	3,221,927,993	19.51	192
第15会計年度末 (2023年12月末日)	353,675,824.29	3,487,243,627	20.75	205
第16会計年度末 (2024年12月末日)	340,367,065.10	3,356,019,262	22.26	219
第17会計年度末 (2025年９月30日)	348,102,439.48	3,432,290,053	23.3210	230
2025年１月末日	386,298,484.19	3,808,903,054	22.39	221
２月末日	383,056,647.30	3,776,938,542	22.48	222
３月末日	384,632,004.76	3,792,471,567	22.59	223
４月末日	386,905,951.71	3,814,892,684	22.78	225
５月末日	388,131,216.60	3,826,973,796	22.90	226
６月末日	389,444,355.33	3,839,921,344	23.02	227
７月末日	387,164,357.10	3,817,440,561	23.11	228
８月末日	385,985,461.06	3,805,816,646	23.20	229
９月30日	348,102,439.48	3,432,290,053	23.3210	230

（注）南アフリカ・ランド（以下「ランド」ともいいます。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2026年６月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝9.86円）によります。

② 分配の推移

会計年度	分配
第８会計年度 （2016年１月１日から2016年12月末日）	分配は行われませんでした。
第９会計年度 （2017年１月１日から2017年12月末日）	分配は行われませんでした。
第10会計年度 （2018年１月１日から2018年12月末日）	分配は行われませんでした。
第11会計年度 （2019年１月１日から2019年12月末日）	分配は行われませんでした。
第12会計年度 （2020年１月１日から2020年12月末日）	分配は行われませんでした。
第13会計年度 （2021年１月１日から2021年12月末日）	分配は行われませんでした。
第14会計年度 （2022年１月１日から2022年12月末日）	分配は行われませんでした。
第15会計年度 （2023年１月１日から2023年12月末日）	分配は行われませんでした。
第16会計年度 （2024年１月１日から2024年12月末日）	分配は行われませんでした。
第17会計年度 （2025年１月１日から2025年９月30日）	分配は行われませんでした。

Ⅲ．財務書類

［2025年１月１日から2025年８月28日までの期間］

ａ．ファンドの2025年１月１日から2025年８月28日までの期間の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．ファンドの原文の財務書類は、ランド、米ドルおよび円で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年８月28日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝8.33円、１米ドル＝147.42円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（訳文※）

独立監査人の監査報告書

ＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）の受益者各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール２番

監査意見

私たちは、ＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）およびその各サブ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年８月28日現在の投資有価証券明細およびその他の純資産を含む純資産計算書、2025年１月１日から2025年８月28日までの期間における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成されているファンドの最終財務書類の監査を行った。

私たちは、添付の最終財務書類が、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）およびその各サブ・ファンドの2025年８月28日現在の財政状態ならびに2025年１月１日から2025年８月28日までの期間における運用成績および純資産の変動について、真実かつ公正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、職業監査人に関する2016年７月23日法（以下「2016年７月23日法」という。）およびルクセンブルグにおいて金融監督委員会（以下「ＣＳＳＦ」という。）により採用された国際監査基準（以下「ＩＳＡ」という。）に準拠して監査を行った。2016年７月23日法およびルクセンブルグにおいてＣＳＳＦにより採用されたＩＳＡにおける私たちの責任は、「最終財務書類監査における監査人の責任」の項に詳述されている。私たちはまた、ルクセンブルグにおいてＣＳＳＦにより採用された国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士のための倫理規程（国際独立性基準を含む。）（IESBA Code）および私たちの財務書類監査に関連する倫理規程に従って、ファンドから独立しており、また、当該倫理規程に従ってその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

本最終財務書類の投資ポートフォリオの評価に関する注記事項に開示されているとおり、ファンドの管理会社の取締役会は、2025年８月28日を効力発生日としてファンドおよびその唯一のサブ・ファンドの清算手続に入ることを決議した。したがって、最終財務書類は継続企業の会計原則を用いて作成されたものではない。この事実は、私たちの監査意見に変更を及ぼすものではない。

その他の記載内容

管理会社の取締役会はその他の記載内容について責任を有している。その他の記載内容は、最終報告書に含まれる情報のうち、最終財務書類または監査報告書以外の情報である。

私たちの最終財務書類に関する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私たちはその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明するものではない。

最終財務書類監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と最終財務書類または私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか注意を払うことにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

最終財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して最終財務書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない最終財務書類を作成するために取締役会が必要と判断した内部統制を整備および運用することが含まれる。

最終財務書類を作成するに当たり、管理会社の取締役会は、ファンドおよびその各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任があり、また、取締役会がファンドもしくはそのサブ・ファンドの１つの清算、または運用停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任がある。

財務書類監査における監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての最終財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年７月23日法およびルクセンブルグにおいてＣＳＳＦにより採用されたＩＳＡに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬により発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、本最終財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年７月23日法およびルクセンブルグにおいてＣＳＳＦにより採用されたＩＳＡに従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正または誤謬による最終財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。さらに、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。

・財務書類監査の目的は、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではないが、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。

・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性、ならびに管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性および関連する開示の妥当性を評価する。

・管理会社の取締役会が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたは各サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において最終財務書類の関連する開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する最終財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。

・関連する注記を含めた全体としての最終財務書類の表示、構成および内容、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について報告を行う。

ルクセンブルグ、2026年1月26日

ケーピーエムジー　オーディット　エス・アー・エール・エル
公認の監査法人

ヤン・ヤンセン

（※）上記は、ドイツ語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

KPMG Audit S.à r.l.
39, Avenue John F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Tel: +352 22 51 51 1
Fax: +352 22 51 71
E-mail: info@kpmg.lu
Internet: www.kpmg.lu

An die Anteilinhaber des
DWS World Funds (in Liquidation)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES „REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE"

Prüfungsurteil

Wir haben den Schlussbericht des DWS World Funds (in Liquidation) und seiner jeweiligen Teilfonds („der Fonds"), bestehend aus der Vermögensaufstellung einschließlich des Wertpapierbestands und der sonstigen Vermögenswerte zum 28. August 2025, der Ertrags- und Aufwandsrechnung und der Entwicklungsrechnung für das Fondsvermögen für den Zeitraum vom 1. Januar 2025 bis 28. August 2025 sowie erläuternden Angaben, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden, geprüft.

Nach unserer Beurteilung vermittelt der beigefügte Schlussbericht in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen betreffend die Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des DWS World Funds (in Liquidation) und seiner jeweiligen Teilfonds zum 28. August 2025 sowie der Ertragslage und der Entwicklung des Fondsvermögens für den Zeitraum vom 1. Januar 2025 bis 28. August 2025.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir führten unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz über die Prüfungstätigkeit („Gesetz vom 23. Juli 2016") und nach den für Luxemburg von der „Commission de Surveillance du Secteur Financier" („CSSF") angenommenen internationalen Prüfungsstandards („ISA") durch. Unsere Verantwortung gemäß dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und den ISA-Standards, wie sie in Luxemburg von der CSSF angenommen wurden, wird im Abschnitt „Verantwortung des „réviseur d'entreprises agréé" für die Prüfung des Schlussberichts" weitergehend beschrieben.
Wir sind auch unabhängig von dem Fonds in Übereinstimmung mit dem für Luxemburg von der CSSF angenommenen „International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards", herausgegeben vom „International Ethics Standards Board for Accountants" („IESBA Code"), zusammen mit den beruflichen Verhaltensanforderungen, welche wir im Rahmen der Jahresabschlussprüfung einzuhalten haben, und haben alle sonstigen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Verhaltensanforderungen erfüllt. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

Hervorhebung eines Sachverhalts

Wir verweisen auf die Angabe in den Erläuterungen zur Bewertung der Vermögensaufstellung zu diesem Schlussbericht, in der darauf hingewiesen wird, dass der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft des Fonds beschlossen hat, den Fonds und seinen einzigen Teilfonds mit Wirkung zum 28. August 2025 zu liquidieren. Der Schlussbericht wurde daher nicht unter der Annahme der Unternehmensfortführung aufgestellt. Unser Prüfungsurteil ist bezüglich dieses Sachverhalts nicht modifiziert.

© 2025 KPMG Audit S.à r.l., a Luxembourg entity and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. R.C.S Luxembourg B 149133

Sonstige Informationen

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die sonstigen Informationen. Die sonstigen Informationen beinhalten die Informationen, welche im Schlussbericht enthalten sind, jedoch beinhalten sie nicht den Schlussbericht oder unseren Bericht des „réviseur d'entreprises agréé" zu diesem Schlussbericht.

Unser Prüfungsurteil zum Schlussbericht deckt nicht die sonstigen Informationen ab und wir geben keinerlei Sicherheit jedweder Art auf diese Informationen.

Im Zusammenhang mit der Prüfung des Schlussberichts besteht unsere Verantwortung darin, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu beurteilen, ob eine wesentliche Unstimmigkeit zwischen diesen und dem Schlussbericht oder mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen besteht oder auch ansonsten die sonstigen Informationen wesentlich falsch dargestellt erscheinen. Sollten wir auf Basis der von uns durchgeführten Arbeiten schlussfolgern, dass sonstige Informationen wesentliche falsche Darstellungen enthalten, sind wir verpflichtet, diesen Sachverhalt zu berichten. Wir haben diesbezüglich nichts zu berichten.

Verantwortung des Vorstands der Verwaltungsgesellschaft für den Schlussbericht

Der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft ist verantwortlich für die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Schlussberichts in Übereinstimmung mit den in Luxemburg geltenden gesetzlichen Bestimmungen und Verordnungen zur Aufstellung und Darstellung des Jahresabschlusses und für die internen Kontrollen, die der Vorstand als notwendig erachtet, um die Aufstellung des Schlussberichts zu ermöglichen, der frei von wesentlichen, beabsichtigten oder unbeabsichtigten, falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Schlussberichts ist der Vorstand der Verwaltungsgesellschaft verantwortlich für die Beurteilung der Fähigkeit des Fonds und seiner jeweiligen Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit und, sofern einschlägig, Angaben zu Sachverhalten zu machen, die im Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit stehen, und die Annahme der Unternehmensfortführung als Rechnungslegungsgrundsatz zu nutzen, sofern nicht der Vorstand beabsichtigt, den Fonds oder einzelne seiner Teilfonds zu liquidiern, die Geschäftstätigkeit einzustellen oder keine andere realistische Alternative mehr hat, als so zu handeln.

Verantwortung des „réviseur d'entreprises agréé" für die Jahresabschlussprüfung

Die Zielsetzung unserer Prüfung ist es, eine hinreichende Sicherheit zu erlangen, ob der Schlussbericht als Ganzes frei von wesentlichen, beabsichtigten oder unbeabsichtigten, falschen Darstellungen ist und darüber einen Bericht des „réviseur d'entreprises agréé", welcher unser Prüfungsurteil enthält, zu erteilen. Hinreichende Sicherheit entspricht einem hohen Grad an Sicherheit, ist aber keine Garantie dafür, dass eine Prüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs stets eine wesentliche falsche Darstellung, falls vorhanden, aufdeckt. Falsche Darstellungen können entweder aus Unrichtigkeiten oder aus Verstößen resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise davon ausgegangen werden kann, dass diese individuell oder insgesamt, die auf der Grundlage dieses Schlussberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Im Rahmen einer Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit dem Gesetz vom 23. Juli 2016 und nach den für Luxemburg von der CSSF angenommenen ISAs üben wir unser pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung.

Darüber hinaus:

- Identifizieren und beurteilen wir das Risiko von wesentlichen falschen Darstellungen im Schlussbericht aus Unrichtigkeiten oder Verstößen, planen und führen Prüfungshandlungen durch als Antwort auf diese Risiken und erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und angemessen sind, um als Grundlage für das Prüfungsurteil zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Angaben bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

- Gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Abschlussprüfung relevanten internen Kontrollsystem, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Fonds abzugeben.

- Beurteilen wir die Angemessenheit der vom Vorstand der Verwaltungsgesellschaft Bilanzierungsmethoden, der rechnungslegungsrelevanten Schätzungen und der entsprechenden erläuternden Angaben.

- Schlussfolgern wir über die Angemessenheit der Anwendung des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit durch den Vorstand der Verwaltungsgesellschaft sowie auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Fonds oder einzelne seiner Teilfonds zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen könnten. Sollten wir schlussfolgern, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bericht des „réviseur d'entreprises agréé" auf die dazugehörigen erläuternden Angaben zum Schlussbericht hinzuweisen oder, falls die Angaben unangemessen sind, das Prüfungsurteil zu modifizieren. Diese Schlussfolgerungen basieren auf der Grundlage der bis zum Datum des Berichts des „réviseur d'entreprises agréé" erlangten Prüfungsnachweise.

- Beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Schlussberichts einschließlich der erläuternden Angaben und beurteilen, ob dieser die zugrundeliegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse sachgerecht darstellt.

Wir kommunizieren mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Prüfungsumfang und Zeitraum sowie wesentliche Prüfungsfeststellungen einschließlich wesentlicher Schwächen im internen Kontrollsystem, welche wir im Rahmen der Prüfung identifizieren.

Luxemburg, 26. Januar 2026

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé



Jan Jansen

（１）貸借対照表

ＤＷＳ ワールド・ファンズ－ＤＷＳ 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）

投資有価証券明細およびその他の純資産を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2025年８月28日現在

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加		報告期間中の売却／処分			市場価格	市場価値合計		純資産構成比
		（表示通貨、千）	（千円）	（表示通貨、千）	（千円）	（表示通貨、千）	（千円）			（ランド）	（円）	（％）
上場有価証券										**287,867,456.25**	**2,397,935,911**	**74.56**
利付有価証券												
8.0000% Asian Development Bank 19/19 02 2026 MTN (XS1951093381)	ZAR	14,000	116,620	3,000	24,990			%	100.3215	14,045,010.00	116,994,933	3.64
0.0000% BNG Bank 98/31 12 25 MTN (XS0085517661)	ZAR	51,500	428,995					%	97.5710	50,249,065.00	418,574,711	13.02
8.1250% European Investment Bank 15/21 12 26 MTN (XS1167524922)	ZAR	48,000	399,840	34,000	283,220			%	101.4890	48,714,720.00	405,793,618	12.62
8.0000% European Investment Bank 17/05 05 27 MTN (XS1605368536)	ZAR	10,000	83,300	9,000	74,970			%	101.7040	10,170,400.00	84,719,432	2.63
8.2500% Int. Bank for Rec. and Developm. 18/21 12 26 MTN (XS1844348570)	ZAR	55,415	461,607	38,415	319,997			%	101.6370	56,322,143.55	469,163,456	14.59
0.0000% Int. Bank for Rec. and Developm. 98/17 02 2026 (XS0084162576)	ZAR	6,470	53,895					%	96.7595	6,260,339.65	52,148,629	1.62
0.0000% Int. Bank for Rec. and Developm. 98/31 12 25 MTN (XS0086657532)	ZAR	16,705	139,153					%	97.6210	16,307,588.05	135,842,208	4.22
4.5000% Intl Bk Recon & Develop 21/22 01 2026 MTN (XS2288097053)	ZAR	13,000	108,290					%	99.0240	12,873,120.00	107,233,090	3.33
8.5750% Republic of South Africa 22/11 07 2027 S 5yr (ZAG000187949)	ZAR	4,000	33,320	3,000	24,990			%	100.9430	4,037,720.00	33,634,208	1.05
10.5000% South Africa 97/21 12 26 No 186 (ZAG000016320)	ZAR	66,500	553,945	30,500	254,065	4,000	33,320	%	103.5900	68,887,350.00	573,831,626	17.84
規制市場で認可または取引されている有価証券										**31,878,224.86**	**265,545,613**	**8.26**
利付有価証券												
5.8750% South Africa 13/16 09 25 (US836205AR58)	USD	1,800	265,356	900	132,678	200	29,484	%	100.0402	31,878,224.86	265,545,613	8.26
有価証券ポートフォリオ合計										**319,745,681.11**	**2,663,481,524**	**82.82**

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加	報告期間中の売却／処分	市場価格		市場価値合計		純資産構成比
		（表示通貨）	（円）					（ランド）	（円）	（%）
デリバティブ（マイナス金額はショート・ポジションを表す）										
通貨デリバティブ								**538,712.91**	**4,487,479**	**0.14**
通貨先物（ショート）										
オープン・ポジション										
USD/ZAR1.87百万								123,342.09	1,027,440	0.03
クローズド・ポジション										
USD/ZAR1.86百万								415,370.82	3,460,039	0.11
銀行預金								**57,767,182.47**	**481,200,630**	**14.96**
預託銀行に預け入れた要求払預金										
南アフリカ・ランド建て預金	ZAR	2,014,988.61	16,784,855			%	100	2,014,988.61	16,784,855	0.52
ＥＵ／欧州経済領域国通貨建て預金	ZAR	5,852.37	48,750			%	100	5,852.37	48,750	0.00
南アフリカ・ランド以外の通貨建て預金										
日本円	JPY	2,108,681.00	2,108,681			%	100	253,600.98	2,112,496	0.07
米ドル	USD	10,887.44	1,605,026			%	100	192,740.51	1,605,528	0.05
定期預金										
南アフリカ・ランド建て預金（DZ BANK AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, Frankfurt/Main）	ZAR	36,400,000.00	303,212,000			%	100	36,400,000.00	303,212,000	9.43
南アフリカ・ランド建て預金（Coöperatieve Rabobank U.A., Utrecht）	ZAR	18,900,000.00	157,437,000			%	100	18,900,000.00	157,437,000	4.90
その他の資産								**9,249,592.16**	**77,049,103**	**2.40**
未収利息	ZAR	9,249,592.16	77,049,103			%	100	9,249,592.16	77,049,103	2.40
資産合計[1]								**387,301,168.65**	**3,226,218,735**	**100.32**
その他の負債								**-1,236,170.28**	**-10,297,298**	**-0.32**
費用項目による負債	ZAR	-582,535.62	-4,852,522			%	100	-582,535.62	-4,852,522	-0.15
追加のその他の負債	ZAR	-653,634.66	-5,444,777			%	100	-653,634.66	-5,444,777	-0.17
純資産								**386,064,998.37**	**3,215,921,436**	**100.00**
受益証券１口当たり純資産価格								23.20	193	
発行済受益証券口数								16,643,220.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

為替レート（間接相場）

2025年８月28日現在

日本円	8.314956円＝１南アフリカ・ランド
米ドル	0.056488米ドル＝１南アフリカ・ランド

評価に関する注記事項

2025年８月28日を効力発生日としてファンドおよびその唯一のサブ・ファンドの清算手続に入るという管理会社の決議を受けて、継続企業の前提を断念し、財務書類は清算価額に基づき作成されている。
管理会社が受益証券１口当たり純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、法律および規制上の要求事項またはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて管理会社が導入している手法に従って行われる。
取引価格を入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルＧｍｂＨルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。
本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

脚注

１　残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

損益計算書（収益調整を含む）

2025年１月１日から2025年８月28日までの期間

	（ランド）	（円）
Ⅰ．収益		
１．有価証券による受取利息（源泉徴収税控除前）	19,174,454.06	159,723,202
２．流動資産投資による受取利息（源泉徴収税控除前）	1,184,209.18	9,864,462
収益合計	**20,358,663.24**	**169,587,665**
Ⅱ．費用		
１．借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息ならびに類似費用	-29,329.21	-244,312
以下を含む：		
コミットメント手数料	-1,914.23	-15,946
２．管理報酬	-3,498,046.73	-29,138,729
以下を含む：		
一括報酬	-3,498,046.73	-29,138,729
３．その他の費用	-1,337,868.26	-11,144,443
以下を含む：		
法務およびコンサルティング費用	-1,210,723.48	-10,085,327
年次税	-127,144.78	-1,059,116
費用合計	**-4,865,244.20**	**-40,527,484**
Ⅲ．純投資利益	**15,493,419.04**	**129,060,181**
Ⅳ．売買取引		
１．実現利益	10,546,068.28	87,848,749
２．実現損失	-7,323,693.17	-61,006,364
キャピタル・ゲイン／ロス	**3,222,375.11**	**26,842,385**
Ⅴ．当期（短縮期間）実現純利益／損失	**18,715,794.15**	**155,902,565**
１．未実現評価益の純変動	-3,246,579.83	-27,044,010
２．未実現評価損の純変動	230,213.09	1,917,675
Ⅵ．当期（短縮期間）未実現純利益／損失	**-3,016,366.74**	**-25,126,335**
Ⅶ．当期（短縮期間）純利益／損失	**15,699,427.41**	**130,776,230**

注：未実現評価益（損）の純変動は、期首現在のすべての未実現評価益（損）の総額から期末現在のすべての未実現評価益（損）の総額を差し引いて計算されている。未実現評価益（損）の総額には、報告日現在で各資産に関して認識された評価額とそれぞれの取得原価との比較によるプラス（マイナス）の差額が含まれている。

表示されている未実現評価益／損に収益調整は含まれていない。

ＢＶＩ総費用比率（以下「ＴＥＲ」という。）

総費用比率は、年率1.94%であった。ＴＥＲは、特定の会計年度におけるコミットメント手数料を含む費用および報酬（取引費用を除く）の合計がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

取引費用

報告期間に支払われた取引費用は、2,418.61ランドであった。

取引費用には、当会計年度にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われていた可能性のある、金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

ファンドの純資産変動計算書

	（ランド）	（円）
Ⅰ．ファンドの期首（短縮期間）純資産価額	**340,367,065.10**	**2,835,257,652**
１．純流入額	30,032,548.21	250,171,127
ａ）受益証券発行による流入	51,654,434.65	430,281,441
ｂ）受益証券買戻による流出	-21,621,886.44	-180,110,314
２．収益調整	-34,042.35	-283,573
３．当期（短縮期間）純利益／損失	15,699,427.41	130,776,230
以下を含む：		
未実現評価益の純変動	-3,246,579.83	-27,044,010
未実現評価損の純変動	230,213.09	1,917,675
Ⅱ．ファンドの期末（短縮期間）純資産価額	**386,064,998.37**	**3,215,921,436**

損益の要約

	（ランド）	（円）
実現利益（収益調整を含む）	**10,546,068.28**	**87,848,749**
源泉：		
有価証券取引	3,021,212.84	25,166,703
（先渡）為替取引	7,524,855.44	62,682,046
実現損失（収益調整を含む）	**-7,323,693.17**	**-61,006,364**
源泉：		
有価証券取引	-1,100,144.57	-9,164,204
（先渡）為替取引	-6,223,548.60	-51,842,160
未実現評価益／損の純変動	**-3,016,366.74**	**-25,126,335**
源泉：		
有価証券取引	-6,035,570.54	-50,276,303
（先渡）為替取引	3,019,203.80	25,149,968

分配方針の詳細*

清算期間の収益は再投資されている。
＊他の情報は売出目論見書に記載されている。

過去３年間の純資産および受益証券１口当たり純資産価格の変動

	期末（短縮期間）純資産		受益証券１口当たり純資産価格	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
2025年８月28日（清算開始日）	386,064,998.37	3,215,921,436	23.20	193
2024年	340,367,065.10	2,835,257,652	22.26	185
2023年	353,675,824.29	2,946,119,616	20.75	173

2025年８月28日現在のファンドの運用は、サブ・ファンドであるＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）のみであるため、サブ・ファンドの財務書類は同時に、ファンド全体の連結数値を表す。

密接な関係のある企業（ドイツ銀行グループの主要持分に基づく）を通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引

報告期間中の密接な関係のある企業および個人（所有持分が５％以上）であるブローカーを通じて実施された当ファンドの資産勘定に係る取引が全取引に占める割合は6.18％であった。総取引額は34,349,482.70ランドであった。

一般情報

本報告書に記載するファンドは、集団投資信託に関する2010年12月17日付のルクセンブルグ法パートⅡ（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に関する2013年７月12日付の法律（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（ＡＩＦ）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券１口当たり純資産価格（＝買戻価格）に中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。

対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2025年８月28日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売出目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売出目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

（２）損益計算書

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「損益計算書（収益調整を含む）」を参照のこと。

（３）投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

［2025年８月29日から2025年９月30日までの期間］

ａ．ファンドの2025年８月29日から2025年９月30日までの期間の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年９月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝8.62円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（訳文※）
清算監査人のレビュー報告書

ＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）の受益者各位
ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、
ブールバール・コンラ・アデヌール２番

序文

私たちは、2026年１月８日付のＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）（以下「ファンド」という。）の清算人による依頼に従い、添付の清算人の報告書およびＤＷＳ ワールド・ファンズ（清算手続中）の2025年８月29日から2025年９月30日（清算終了日）までの期間の清算財務書類をレビューした。

清算財務書類は、2025年９月30日（清算終了日）現在の投資ポートフォリオ、2025年８月29日から2025年９月30日（清算終了日）までの期間の損益計算書およびファンドの純資産変動計算書、ならびに清算財務書類の注記から構成されている。

清算人の責任

清算人は、清算人の報告書の作成、ならびに清算財務書類の作成および公正な表示の責任を負う。

清算監査人の責任

私たちの責任は、私たちのレビューに基づき本清算財務書類に関する報告書を発行し、また、清算人の報告書の記述部分が清算財務書類と整合していることを確認することである。私たちは、この種の業務に関して企業監査人協会（Institut des Réviseurs d’Entreprises）が導入し、適用される職業的専門家の基準に準拠してレビューを実施しており、私たちの倫理的責任を遵守している。

この種の業務に関して企業監査人協会が導入し、適用される職業的専門家の基準に準拠して実施されたレビューは、清算財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての中程度の保証を得るために適したものである。私たちの業務は主に、清算人およびファンドの他のサービス・プロバイダーとのインタビュー、ならびに分析的検証手続に限定されている。

レビューの範囲およびその結果としての保証の水準は、合理的な保証を得ることを目的とした財務書類監査より低く、中程度の保証業務である。したがって、財務書類監査で得られる水準の保証を提供しない。私たちは財務書類監査を実施していないため、監査意見を表明しない。

結論

私たちのレビューに基づき、以下の結論に至ると考えられる事項は認められない。

・添付の清算財務書類が清算取引の真実かつ公正な外観を表わしていない。

・清算人の報告書の記述部分が清算財務書類と整合していない。

本報告書は、集団投資信託に関する2010年12月17日法（その後の改正を含む）第154条第５項の目的のためにのみ作成されており、法律上の要求事項に基づく場合を除き、私たちの書面による承認なしに、その全部または一部を複製または配布してはならない。

ルクセンブルグ、2026年３月２日

ケーピーエムジー　オーディット　エス・ アー・エール・エル
公認の監査法人

ヤン・ヤンセン

（※）上記は、ドイツ語で作成されたレビュー報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載されたレビュー報告書原本が本訳文に優先します。

KPMG Audit S.à r.l.
39, Avenue John F. Kennedy
L-1855 Luxembourg

Tel: +352 22 51 51 1
Fax: +352 22 51 71
E-mail: info@kpmg.lu
Internet: www.kpmg.lu

An die Anteilinhaber des
DWS World Funds (in Liquidation)
2, Boulevard Konrad Adenauer
L-1115 Luxemburg

BERICHT DES RÉVISEUR À LA LIQUIDATION

Einleitung

Entsprechend unserer Beauftragung durch den Liquidator des DWS World Funds (in Liquidation) („der Fonds") vom 8. Januar 2026 haben wir den beigefügten Bericht des Liquidators und den Liquidationsabschluss des DWS World Funds (in Liquidation) für den Zeitraum vom 29. August 2025 bis 30. September 2025 (Abschluss der Liquidation) untersucht.

Der Liquidationsabschluss besteht aus der Vermögensaufstellung zum 30. September 2025 (Abschluss der Liquidation), der Ertrags- und Aufwandsrechnung sowie der Entwicklungsrechnung für das Fondsvermögens für den Zeitraum vom 29. August 2025 bis 30. September 2025 (Abschluss der Liquidation) sowie Erläuterungen zum Liquidationsabschluss.

Verantwortung des Liquidators

Der Liquidator ist verantwortlich für die Erstellung des Berichts des Liquidators und die Aufstellung und sachgerechte Gesamtdarstellung des Liquidationsabschlusses.

Verantwortung des „réviseur à la liquidation"

In unserer Verantwortung liegt es, auf der Grundlage unserer prüferischen Durchsicht einen Bericht über diesen Liquidationsabschluss zu erstellen und die Übereinstimmung des beschreibenden Teils des Berichts des Liquidators mit dem Liquidationsabschluss sicherzustellen. Wir führten unsere prüferische Durchsicht in Übereinstimmung mit dem anzuwendenden professionellen Standard, so wie er vom „Institut des Réviseurs d'Entreprises" für diese Art von Auftrag umgesetzt wurde, und unter Einhaltung unserer Berufspflichten durch.

Eine prüferische Durchsicht in Übereinstimmung mit dem anzuwendenden professionellen Standard, so wie er vom „Institut des Réviseurs d'Entreprises" für diese Art von Auftrag umgesetzt wurde, ist geeignet zur Erlangung einer gewissen Sicherheit, ob der Liquidationsabschluss frei von wesentlichen unzutreffenden Angaben ist. Unser Auftrag beschränkt sich in erster Linie auf Befragungen des Liquidators und anderer Dienstleister des Fonds sowie auf analytische Prüfungsverfahren.

Der Umfang der prüferischen Durchsicht und demzufolge die Prüfungssicherheit sind bei einer Prüfung zur Erlangung einer gewissen Sicherheit geringer als bei einer Abschlussprüfung zur Erlangung einer hinreichenden Prüfungssicherheit. Sie bietet somit nicht die durch eine Abschlussprüfung erreichbare Sicherheit. Wir haben keine Abschlussprüfung durchgeführt und erteilen infolgedessen kein Prüfungsurteil.

© 2026 KPMG Audit S.à r.l., a Luxembourg entity and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. R.C.S Luxembourg B 149133

Schlussfolgerung

Auf der Grundlage unserer prüferischen Durchsicht sind uns keine Sachverhalte bekannt geworden, die uns zu der Annahme veranlassen, dass:

- der beigefügte Liquidationsabschluss nicht ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Liquidationstransaktionen vermittelt;

- der beschreibende Teil des Berichts des Liquidators nicht mit dem Liquidationsabschluss übereinstimmt.

Dieser Bericht wurde ausschließlich für Zwecke des Artikels 154 Absatz 5 des Gesetzes vom 17. Dezember 2010 über Organismen für gemeinsame Anlagen (in seiner aktuellen Fassung) erstellt und darf nicht, ganz oder teilweise, ohne unser schriftliches Einverständnis reproduziert oder weitergegeben werden, es sei denn, dies geschieht in Übereinstimmung mit den gesetzlichen Vorschriften.

Luxemburg, den 2. März 2026

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Jan Jansen

/13

清算人の報告書

受益者各位

約款第15条および集団投資信託に関する2010年12月17日付の法律（その後の改正を含む）（以下「2010年12月17日法」という。）第144条および第145条に準拠し、2025年９月30日現在のＤＷＳ 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）（以下「サブ・ファンド」という。）の投資ポートフォリオ、関連するサブ・ファンドの損益計算書および純資産変動計算書を含む、サブ・ファンドの資産の処分に関する報告書は以下のとおりである。ＤＷＳ 南アフリカ・ランド・短期債・ファンドは、アンブレラ型ファンドであるＤＷＳ ワールド・ファンズ（以下「ファンド」という。）の唯一のサブ・ファンドであり、ファンドも同時に清算された。

１．概要

サブ・ファンドは、法律上、投資ファンド（Fonds Commun de Placement）（以下「ＦＣＰ」という。）の形式で、2009 年１月 30 日にＤＷＳインベストメント・エス・エー（管理会社（以下「管理会社」という。）およびオルタナティブ投資ファンドの管理会社（以下「ＡＩＦＭ」という。））によって、ＤＷＳ 南アフリカ・ランド・短期債・ファンドの名称で設定された。

投資サブ・ファンドは、2010 年 12 月 17 日法パートⅡの対象であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に関する 2013 年７月 12 日付の改正法に基づくオルタナティブ投資ファンド（ＡＩＦ）とみなされている。

多数のサブ・ファンド受益証券が買い戻されたため、サブ・ファンドの純資産価額は、受益者の最善の利益のために経済的に効率的な方法でサブ・ファンドを運営および管理するために必要な最低金額を下回ると取締役会および投資運用会社が考える金額まで下落した。このため、サブ・ファンドであるＤＷＳ 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）は、管理会社が採用した決議を受けて、2025 年８月 28 日付で清算手続に入った。

さらに、以下の措置が講じられた。

・申込受付期限までに受け付けた申込を考慮して、サブ・ファンド受益証券の発行は2025年８月27日付で停止した。さらに、受益証券の買戻しは2025年９月11日付で中止された。
・2025年８月29日から、ファンド・マネージャーは、投資家の利益を可能な限り保護しながら、サブ・ファンドのポートフォリオの清算を開始した。
・さらに、2025年９月30日に、管理会社は受益者に清算金の支払手続を行うことを決議した。
・サブ・ファンドの純資産価額は2025年９月30日に最終的な計算が行われ、１口当たり23.32ランド（端数処理後）の価額が算定された。このため、全受益証券の買戻しを受けて、2025年９月30日に価格の計算は中止された。

・清算手続に入った2025年８月28日に、マイケル・モーア氏（ＤＷＳインベストメント・エス・エーの取締役会メンバー）が代表を務める管理会社が唯一の清算人となった。
・法律上の規定に準拠し、サブ・ファンドおよびファンドの解散および終了予定は、2025年８月28日に、ルクセンブルグ商業・会社登録簿の会社公告集（Recueil Électronique des Sociétés et Associations）（RESA）に公表され、ルクセンブルグの新聞の少なくとも１紙を含む、十分に幅広く流通している日刊新聞２紙に掲載された。

２．清算関連業務

２．１．清算プロセス：ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier（以下「ＣＳＳＦ」という。））

サブ・ファンドの清算予定に関する通知は 2025 年８月 26 日にＣＳＳＦに提出された。ＣＳＳＦの承認を受け、対応する業務手続の実施が開始された。

２．２．清算プロセス

清算プロセスの開始時（2025 年８月 28 日）のサブ・ファンドの純資産は 386,064,998.37 ランドであった。資産は、主に有価証券のポジション（デリバティブを含む）320,284,394.02 ランド、銀行預金 57,767,182.47 ランドおよびその他の資産 9,249,592.16 ランド（受取利息の形式）で構成されていた。負債（1,236,170.28 ランド）は、そのほとんどが費用項目による負債（582,535.62 ランド）およびその他の負債（653,634.66 ランド）で構成されており、その他の負債は、日本における販売の一環としてファンドに支払義務のあった未払手数料であった。合計 16,643,220.00 口の受益証券が流通していた。

清算に関連して、サブ・ファンドのための管理会社名義の既存契約はすべて変更され、それに伴い、保管受託銀行で管理されている銀行残高からの支払による残りの資産の最終的な支払を条件として、保管受託銀行との契約上の関係は終了した。契約当事者は、直ちに、または上記の負債を清算し、管理事務側の清算プロセスを完了するために最終支払を行うことを条件として、契約が終了することに合意した。

清算人として、サブ・ファンドの清算をできるだけ速やかに完了するために、この点に関してサブ・ファンドのすべての債権および負債を算定した。サブ・ファンドのために業務を提供するすべてのサービス・プロバイダーは、それぞれの未回収債権の見積もりを提出するように要請された。清算に関連する費用（例えば、外部監査の費用、必要な清算書類の作成と提出の費用、公告の費用）は、ポートフォリオの清算のための取引費用を除き、サブ・ファンドの受益証券価格に毎日発生する一括手数料に含まれる。ポートフォリオの清算のための取引費用があれば、ＡＩＦＭが負担する。

清算日から清算終了までの一括手数料は０に定められる予定である。

２．３．2025 年９月 30 日現在の投資ポートフォリオに関する記述

2025 年９月 30 日現在のファンドの純資産は 0.00 ランドであった。その他の資産は、銀行預金の形式で、348,892,045.94 ランドであった。これは、受益証券取引による負債 348,102,439.48 ランド、費用項目による負債 166,589.95 ランドおよびその他の負債 623,016.51 ランドと相殺された。その他の負債は、日本における販売の一環としてファンドに支払義務のあった未払手数料であった。また、発行済受益証券はなくなった。2025 年９月 30 日現在の投資ポートフォリオ（ならびに損益計算書および純資産変動計算書）は、本清算報告書の８ページ以降（訳者注：原文の清算報告書のページ）に掲載されている。

３．結論

サブ・ファンドのすべての資産は現金化された。ただし、銀行預金残高 348,892,045.94 ランドは、上記のその他の負債の残高に対するものとして計上されている。2025 年９月 30 日現在の純資産価額の計算に基づき、サブ・ファンドの清算人は、サブ・ファンドの残高が 0.00 ランドで、受益証券１口当たり純資産価格が 0.00 ランドと計算し、サブ・ファンドの元受益者に分配すべき金額はこれ以上にはないとの結論に達した。

2025 年９月 30 日より後に受益者に分配できなかった清算金があれば、ルクセンブルグ大公国の供託機関（Caisse de Consignation）に預け入れられる。受益者は、30 年以内であればいつでも清算金を請求することができ、請求がなければ、それらはルクセンブルグ大公国の財産となる。

上記の情報に基づき、清算プロセスは 2025 年９月 30 日の終了時をもって完了したものとみなされる。サブ・ファンドの会計記録および帳簿は、サブ・ファンドの保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルＧｍｂＨ、ルクセンブルグ支店、ルクセンブルグ、1855　ルクセンブルグ、ジョン・Ｆ・ケネディ通り 49 に預託され、清算プロセス完了後 30 年間保管される予定である。

2025 年９月 30 日　ルクセンブルグ　　ＤＷＳインベストメント・エス・エー
清算人

マイケル・モーア

投資ポートフォリオ

2025年９月30日現在

銘柄名	口数／通貨	数量／額面		報告期間中の買付／追加	報告期間中の売却／処分	市場価格		市場価値合計		純資産構成比
		（表示通貨）	（円）					（ランド）	（円）	（％）
銀行預金								**348,892,045.94**	**3,007,449,436**	**100.23**
預託銀行に預け入れた要求払預金										
南アフリカ・ランド建て預金	ZAR	348,892,045.94	3,007,449,436			%	100	348,892,045.94	3,007,449,436	100.23
資産合計[1]								**348,892,045.94**	**3,007,449,436**	**100.23**
その他の負債								**-789,606.46**	**-6,806,408**	**-0.23**
費用項目による負債	ZAR	-166,589.95	-1,436,005			%	100	-166,589.95	-1,436,005	-0.05
追加のその他の負債	ZAR	-623,016.51	-5,370,402			%	100	-623,016.51	-5,370,402	-0.18
受益証券取引による負債	**ZAR**	**-348,102,439.48**	**-3,000,643,028**			**%**	**100**	**-348,102,439.48**	**-3,000,643,028**	**-100.00**
純資産								**0.00**	**0**	**0.00**
受益証券１口当たり純資産価格								0.00	0	
発行済受益証券口数								0.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

報告期間中に完了し、既に投資ポートフォリオに表示されていない取引の一覧は、請求に応じて管理会社から無料で入手可能である。

評価に関する注記事項

2025年９月30日を効力発生日としてファンドおよびその唯一のサブ・ファンドを清算するという管理会社の取締役会の決議を受けて、継続企業の前提を断念し、財務書類は清算価額に基づき作成されている。

脚注

1　残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

損益計算書（収益調整を含む）

2025年８月29日から2025年９月30日までの期間

	（ランド）	（円）
Ⅰ．収益		
１．有価証券による受取利息（源泉徴収税控除前）	−452,349.47	−3,899,252
２．流動資産投資による受取利息（源泉徴収税控除前）	845,826.35	7,291,023
収益合計	**393,476.88**	**3,391,771**
Ⅱ．費用		
１．借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息ならびに類似費用	3,091.48	26,649
以下を含む：		
コミットメント手数料	197.46	1,702
２．管理報酬	−80,107.24	−690,524
以下を含む：		
一括報酬	−80,107.24	−690,524
３．その他の費用	125,794.74	1,084,351
以下を含む：		
法務およびコンサルティング費用	125,113.62	1,078,479
年次税	681.12	5,871
費用合計	**48,778.98**	**420,475**
Ⅲ．純投資利益	**442,255.86**	**3,812,246**
Ⅳ．売買取引		
１．実現利益	2,059,577.06	17,753,554
２．実現損失	−4,229,573.68	−36,458,925
キャピタル・ゲイン／ロス	**−2,169,996.62**	**−18,705,371**
Ⅴ．当期（清算期間）実現純利益／損失	**−1,727,740.76**	**−14,893,125**
１．未実現評価益の純変動	−2,635,197.25	−22,715,400
２．未実現評価損の純変動	4,303,634.89	37,097,333
Ⅵ．当期（清算期間）未実現純利益／損失	**1,668,437.64**	**14,381,932**
Ⅶ．当期（清算期間）純利益／損失	**−59,303.12**	**−511,193**

注：未実現評価益（損）の純変動は、期首（短縮期間）現在のすべての未実現評価益（損）の総額から期末（短縮期間）現在のすべての未実現評価益（損）の総額を差し引いて計算されている。未実現評価益（損）の総額には、報告日現在で各資産に関して認識された評価額とそれぞれの取得原価との比較によるプラス（マイナス）の差額が含まれている。
表示されている未実現評価益／損に収益調整は含まれていない。

ＢＶＩ総費用比率（以下「ＴＥＲ」という。）

総費用比率は、年率-0.14％であった。ＴＥＲは、特定の会計年度におけるコミットメント手数料を含む費用および報酬（取引費用を除く）の合計がファンドの平均純資産に占める割合として表されている。

取引費用

報告期間に支払われた取引費用は、3,182.69ランドであった。

取引費用には、当報告期間にファンドの勘定に関して個別に報告または決済された、資産の売買に直接関係するすべての費用が含まれる。支払われた金融取引に係る税金はすべて計算に含まれている。

ファンドの純資産変動計算書

	（ランド）	（円）
Ⅰ．ファンドの期首（清算期間）純資産価額	**386,064,998.37**	**3,327,880,286**
１．純流入額[1]	−387,991,479.20	−3,344,486,551
b）受益証券買戻による流出	−387,991,479.20	−3,344,486,551
２．収益調整	1,985,783.95	17,117,458
３．当期（清算期間）純利益／損失	−59,303.12	−511,193
以下を含む：		
未実現評価益の純変動	−2,635,197.25	−22,715,400
未実現評価損の純変動	4,303,634.89	37,097,333
Ⅱ．ファンドの期末（清算期間）純資産価額	**0.00**	**0**

損益の要約

	（ランド）	（円）
実現利益（収益調整を含む）	**2,059,577.06**	**17,753,554**
源泉：		
有価証券取引	722,907.64	6,231,464
（先渡）為替取引	1,336,669.42	11,522,090
実現損失（収益調整を含む）	**−4,229,573.68**	**−36,458,925**
源泉：		
有価証券取引	−4,609,246.68	−39,731,706
（先渡）為替取引	379,673.00	3,272,781
未実現評価益／損の純変動	**1,668,437.64**	**14,381,932**
源泉：		
有価証券取引	2,883,783.92	24,858,217
（先渡）為替取引	−1,215,346.28	−10,476,285

1　2025年10月３日を受渡日とする受益証券の買戻しに基づく清算金348,102,439.48ランドの支払いを含んでいる。

過去３年間の純資産および受益証券１口当たり純資産価格の変動

	期末（短縮期間／清算期間）純資産		受益証券１口当たり純資産価格	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
2025年９月30日（清算終了日）	0.00	0	0.00	0
2025年８月28日（清算開始日）	386,064,998.37	3,327,880,286	23.20	200
2024年12月31日	340,367,065.10	2,933,964,101	22.26	192

2025年９月30日現在のファンドの運用は、サブ・ファンドであるＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）のみであるため、サブ・ファンドの財務書類は同時に、ファンド全体の連結数値を表す。

2025年９月30日現在の清算財務書類に対する注記

一般情報

ＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）の清算財務書類は、ルクセンブルグで効力のある規則に準拠して作成された。

サブ・ファンドの清算

ＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）の清算が2025年８月28日に開始された後、ファンドはその後の清算手続のためにのみ存在した。

清算金の分配

2025年９月30日現在のＤＷＳ南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（清算手続中）の受益証券１口当たり純資産価額に基づき、ファンドの清算人は以下の結論に達した。

2025 年９月 30 日現在、ファンドの純資産は 0.00 ランドであった。その他の資産は、銀行預金の形式で、348,892,045.94 ランドであった。これは、受益証券取引による負債 348,102,439.48 ランド、費用項目による負債 166,589.95 ランドおよびその他の負債 623,016.51 ランドと相殺された。その他の負債は、日本における販売の一環としてファンドに支払義務のあった未払手数料であった。また、発行済受益証券はなくなった。

2025 年９月 30 日現在の純資産価額の計算に基づき、ファンドの清算人は、ファンドの残高が 0.00 ランドで、受益証券１口当たり純資産価格が 0.00 ランドと計算し、ファンドの元受益者に分配すべき金額はこれ以上にはないとの結論に達した。2025 年９月 30 日より後に受益者に分配できなかった清算金があれば、ルクセンブルグ大公国の供託機関（Caisse de Consignation）に預け入れられる。

清算プロセスの完了

清算プロセスは2025年９月30日に完了した。

Ⅳ. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2009年１月30日		投資信託契約終了時の状況		
	投資信託契約終了日	2025年９月30日		資 産 総 額		348,892,045.94ランド
区　　分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了時	差引増減	負 債 総 額		789,606.46ランド
				純 資 産 総 額		348,102,439.48ランド
受益権口数　受益証券	1,682,805口	14,926,572口	13,243,767口	受益権口数	受益証券	14,926,572口
元 本 額	16,828,050.00ランド	348,102,439.48ランド	331,274,389.48ランド	１口当たり償還金	受益証券	23.3210ランド

各会計年度の状況

計算期	期首純資産価額（ランド）	期末純資産価額（ランド）	１口当たり純資産価格（ランド）
第８期	350,390,249.93	408,395,739.77	14.63
第９期	408,395,739.77	406,725,699.51	15.58
第10期	406,725,699.51	443,569,382.71	16.46
第11期	443,569,382.71	390,462,457.01	17.38
第12期	390,462,457.01	424,616,432.27	18.36
第13期	424,616,432.27	382,835,865.24	18.85
第14期	382,835,865.24	326,767,544.89	19.51
第15期	326,767,544.89	353,675,824.29	20.75
第16期	353,675,824.29	340,367,065.10	22.26
第17期	340,367,065.10	348,102,439.48	23.3210

Ⅴ．お知らせ

受益証券の１口当たり償還価格は、23.3210ランドでした。